

**社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会**  
**愛媛県ボランティア・市民活動センター運営委員会規程**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会愛媛県ボランティア・市民活動センター設置規程（以下「設置規程」という。）第5条に基づき、愛媛県ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を効率的かつ効果的に運営するために設置する「愛媛県ボランティア・市民活動センター運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の組織、運営について必要な事項を定める。

(役割)

第2条 運営委員会は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置し、センター運営に関し、次の事項について協議する。

- (1) センターの役割及び方向性
- (2) センターの中長期戦略や事業計画等
- (3) 設置規程第4条に定める事業の進行管理及び評価

(組織)

第3条 運営委員会は、次の団体等をもって構成し、委員は本会会長が委嘱する。

- (1) ボランティア・市民活動団体等
- (2) ボランティア・市民活動推進組織等
- (3) 教育・研究機関等
- (4) 企業または企業で構成する団体等
- (5) 市町社会福祉協議会
- (6) 本会
- (7) その他必要と認められる団体等

2 運営委員会に本会会長が任命するアドバイザーを置くことができる。

3 本会会長は、第3条第1項各号によらず、運営に必要と認められる団体等を参加させ、意見を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、運営委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 運営委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 運営委員長は、会務を総括し、運営委員会の議長となる。
- 4 運営委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充または増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 第3条第2項及び第3項に定めるものの任期は、特に定めない。

(会議)

第6条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 2 運営委員会の議事は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、これを開き議決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは運営委員長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第7条 運営委員会に必要に応じてプロジェクトごとの委員会（以下「プロジェクト委員会」という。）を置くことができる。

- 2 プロジェクト委員会は、運営委員長の指示により、個別・具体的な事業等について企画し、執行する。
- 3 プロジェクト委員会に正副リーダーを置く。
- 4 正副リーダーは、運営委員の中から適任と思われる者を運営委員長が選任し、本会会長が委嘱する。
- 5 プロジェクト委員は、リーダーが指名する者若干名をもって構成し、本会会長が委嘱する。
- 6 プロジェクト委員会に本会会長が任命するアドバイザーを置くことができる。
- 7 プロジェクト委員会は、リーダーが招集し、協議した内容及び経過は、運営委員会に報告するとともに、必要に応じ指示を受けるものとする。
- 8 プロジェクト委員会リーダーは、前各項によらず、個別・具体的な事業等に必要と認められる団体等を参加させ、意見を求めることができる。
- 9 プロジェクト委員会委員の任期は、第5条各項の規定に準ずる。
- 10 第6項及び第8項に定めるものの任期は、特に定めない。

(事務)

第8条 運営委員会の事務及び庶務は、本会が行う。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行する。